

公売特記事項

本特記事項 1 に記載する公売の実施に当たっては、公告に定めるもののほか、この特記事項によるものとします。

1 公売の概要

(1) 公売する財産

株式会社メディカルウェイトシステム（滋賀県栗東市手原三丁目 10 番 11 号）の
普通株式 260 株

(2) 入札日時

令和 5 年 12 月 21 日 10 時 00 分から令和 5 年 12 月 21 日 11 時 00 分まで

(3) 公売会場

滋賀県庁東館 2 - C 会議室

2 公売保証金の納付

(1) 公売保証金は、入札をする前までに納付してください。

(2) 公売に係る公売保証金を現金で納付する場合は、県が指定する納付書により滋賀県指定金融機関または滋賀県収納代理金融機関で納付してください。納付書は琵琶湖環境部最終処分場特別対策室で配布しますので、入札をする日の 3 日前までに受け取りに来てください。

(3) 公売保証金を現金で納入した場合は、納入通知書により納入の有無を確認しますので、公売の会場に納入通知書を持参してください。

3 入札の方法

(1) 入札開始時刻の 30 分前から受付を開始します。

(2) 入札参加者またはその代理人は、次に掲げる事項を遵守してください。入札執行者が違反したと認めたときは退場を命ずることができるものとします。

ア 入札執行中に私語、放言をしないこと

イ 入札関係者以外の者を公売会場へ入室させないこと

ウ 酒気を帯びて公売会場へ入室しないこと

エ その他入札執行者が特に指示した事項

(3) 入札をする場合は、入札参加者本人またはその代理人が公売会場に記入済みの入札書を持参または会場内で記入したうえで入札してください。なお、郵送等、信書便、電子メール、FAX 等による入札書の提出は認めません。

(4) 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を公売執行者に提出しなければなりません。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印してください。

4 開札の方法

公売執行者は、公告に定める日時場所において、入札参加者を立ち合わせて開札を行うものとする。

5 買受人の決定

- (1) 入札書および入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札額は、日本国通貨による表示に限るものとします。
- (2) 入札参加者またはその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合（入札金額の訂正はできません。）は、当該訂正部分について押印をしておかなければなりません。
- (3) 滋賀県が認めた入札参加者であって、見積価額以上の入札者等のうち最高の価額による入札者等を最高価申込者として定めます。
- (4) 見積価額以上の入札者等のうち最高の価額の入札者等が二人以上あるときは、更に入札等をさせて定め、なおその入札等の価額が同じときは、くじで定めます。なお、追加入札等の申込価額は、その追加入札等の基となった入札等の価額以上でなければなりません。

6 再度入札

開札の結果、入札者がいないとき、または入札価額が見積価額に達しないときは、直ちに再度入札をすることがあります。

7 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (2) 入札参加者又はその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (3) 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- (4) 入札保証金の全部または一部が納付されていない者からの入札
- (5) 入札書記載の金額および氏名ならびに押印その他入札要件の記載が確認できない入札
- (6) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (7) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札
- (8) その他条件に違反した入札

8 その他

- (1) 一度提出した入札書は、これを書き換え、引換または撤回することができません。
- (2) 入札参加者又はその代理人が本入札に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又はその代理人が負担するものとします。
- (3) 天変地異その他やむを得ない理由があるときまたは公売執行者が入札の公正な執行に支障があると認めた場合は、これを延期し、または取りやめることがあります。この

場合における損害は、入札参加者又はその代理人が負担するものとします。

- (4) その他本件公売については、国税徴収法、同施行令、同施行規則に定めるところによります。
- (5) 不当介入を受けた場合は、ただちに警察に通報するものとします。
- (6) 入札参加者またはその代理人は、その他公売執行者が指示する事項を遵守するものとします。